

# 板倉町空き家除却補助金

～空き家の除却を補助します～

板倉町では、空き家の除却を促進し、地域の環境保全や安全の確保を図るため、空き家を除却するかたに対し

## 空き家の除却に係る費用の一部（最大20万円）

を補助します。

### ◆ 補助概要

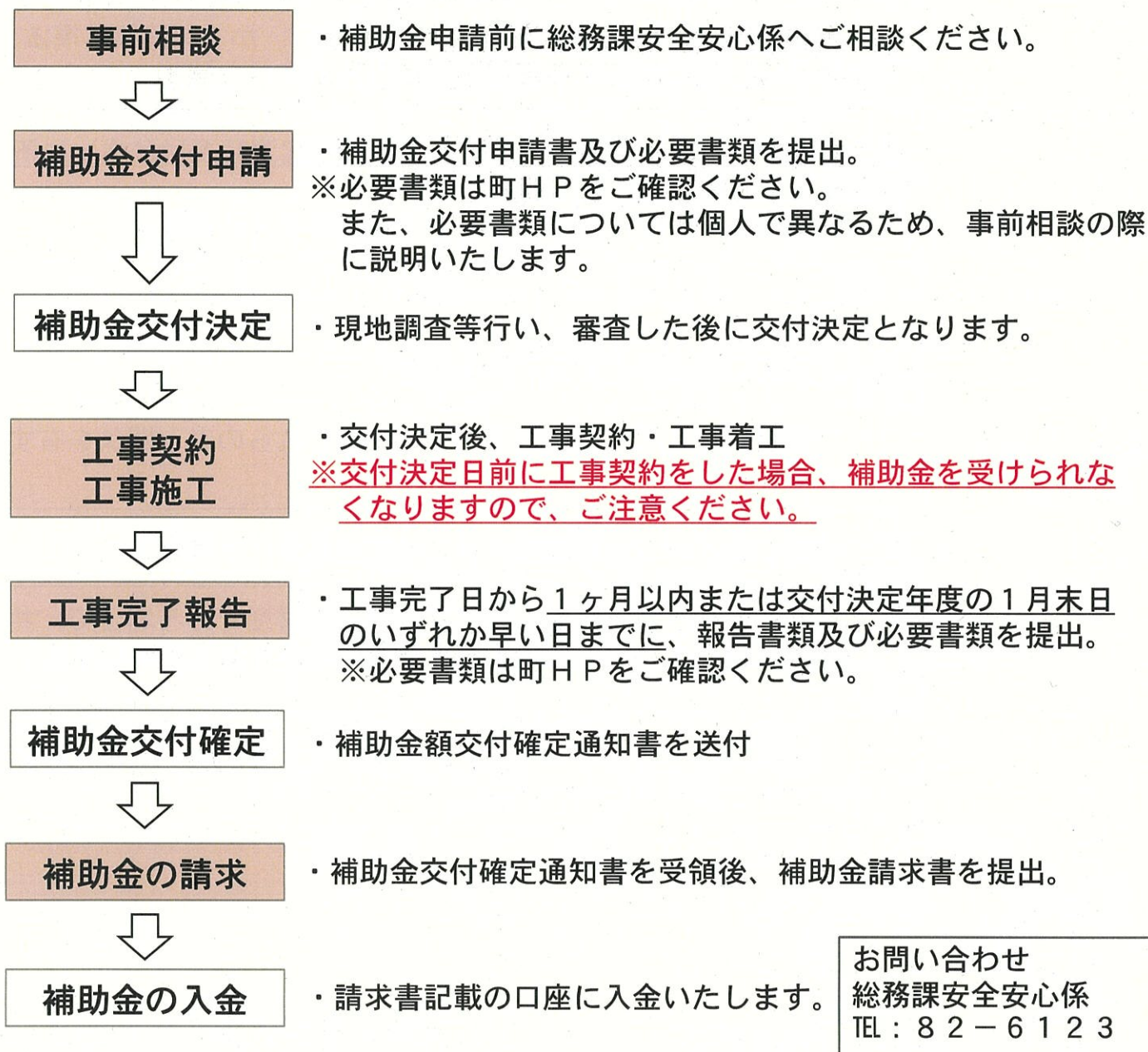
補助対象となる 空き家	下記の全ての条件に当てはまる空き家	
	1	町内に所在する <u>居住の用に供されていた一戸建ての専用住宅</u> もしくは併用住宅のうち、今後も居住の予定がないもの
補助の対象者 (申請者)	2	<u>昭和56年5月31日以前に建築された建物</u> で、かつ、建築基準法第6条第1項に規定する確認を受けて建築された建物
	<u>空き家の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳）に所有者として記載されている個人。</u> ※上記の個人が死亡している場合は、その者の法定相続人	
	△下記の条件に該当する場合は補助を受けることができません△	
	1	申請者に町税等の滞納がある場合
	2	申請者が暴力団及び暴力団員もしくはそれらの者と関係を有する場合
3	過去に板倉町空き家除却補助金の交付を受けた場合	
4	補助対象空き家が複数人の共有及び相続財産である場合で、共有者全員、または、法定相続人全員の同意を得られない場合 ※ただし、やむを得ない事情により全員からの同意を得られない場合、申請者から「空き家の除却に係る誓約書」の提出があればその限りではありません。	



※裏面も必ず確認してください。

補助対象となる 工事	補助対象の空き家の全てを除却する工事 ※交付決定を受けた後に契約する工事に限ります。	
	△下記の条件に該当する場合は補助を受けることができません△	
	1	空き家の一部のみを除却する場合
	2	家屋以外のもの（門扉、塀、物置、浄化槽、機械、車両、家財道具、立木）を除却する工事
3	公共事業による移転等の補償対象となっている空き家を除却する工事	
補助金額	空き家の除却に要する経費の2分の1以内、上限20万円 (千円未満切り捨て)	

◆ 補助金申請・交付等の流れ (      ⇒申請者にご対応いただく事項 )



<p>お問い合わせ 総務課安全安心係 TEL：82-6123</p>
--